

議案第百十一号

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表一廃棄物処理手数料の部区分の欄中「あわせて」を「併せて」に改め、同部手数料の欄中「四十円」を「四十六円」に、「七十六円」を「八十七円」に、「二千八百円」を「三千二百円」に改め、同表二動物死体処理手数料の部中「二千六百元」を「三千元」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。ただし、別表二動物死体処理手数料の部の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表一廃棄物処理手数料の部三の項の規定（ただし書に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下この項及び第四項において「施行日」という。）以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

3 新条例別表二動物死体処理手数料の部の規定は、令和五年四月一日以後に区長に届出がされた動物死体処理に係る手数料について適用し、同日前に区長に届出がされた動物死体処理に係る手数料については、なお従前の例による。

4 この条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条の規定により交付された有料ごみ処理券は、施行日以後一月の間は、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、施行日以後においても、新条例別表一廃棄物処理手数料の部の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

(説明)

廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料を改定するため、本案を提出いたします。